

- 1 議案名　　徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則
について
- 2 提案理由　他の都道府県との均衡を考慮し、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を拡大する等の必要がある。

学 校 教 育 課

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則について

1 規則改正の理由

高等学校就学支援金制度が、定額制授業料をベースに設計された制度であるため、単位制学校の生徒に対し、いくつかの不均衡が生じている。

文部科学省からは「履修単位が74単位を超える者に対する授業料の徴収に係る扱いについては、平成25年度までの対応との継続性・整合性も考慮し、新たに生徒負担を生じさせることのないよう授業料設定の変更、授業料減免措置等の対応について配慮すること」との通知が出されており、本県においても、当該不均衡を解消する必要がある。

そこで、減免規則の改正により対応する。

2 改正の概要

次のとおり、減免の対象者を拡大することとした。

(対象となるのは、徳島科学技術高校(定時制)、徳島中央高校(定時制・通信制)の生徒)

①単位超過減免

単位制学校については、就学支援金が支給される履修単位の上限は通算で74単位。

定額制学校については、単位による支給上限という制度はない。

単位制学校の生徒は、1単位でも単位が取得できない場合は、卒業できなくなる為、通常、数単位余分に単位登録している。

就学支援金が支給されない超過単位部分について、減免により対応するものとする。

②支給停止減免

就学支援金制度には支給上限期間がある(全日制は36月。定時制と通信制は48月)。

また、就学支援金制度には「支給停止」制度がある。

これは、休学した場合に、本人の申出により、その期間就学支援金の支給を停止すると共に、支給対象期間の減少も止めることができる。

定額制学校の生徒が1月の全てを休学した場合は、使用料・手数料条例第7条の規程により、授業料は免除される。

単位制学校の生徒については、その規程がないため、支給停止を申し出ると、その月の授業料等は自己負担となる。

この不均衡を、減免により対応するものである。

3 施行期日

平成29年3月 日

(平成28年度の授業料及び受講料から適用する)

条 例 等 立 案 表

題名 徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則	課(室)名 教育委員会学校教育課
担当者名 環由香	電話番号 三二五八
制定理由 他の都道府県との均衡を考慮し、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を拡大する等の必要がある。	
あらまし 一 授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を改めることとした。 二 その他所要の改正を行うこととした。 三 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成二十八年度分の授業料及び受講料から適用することとした。	
予算上の措置	
関係法規	考
法規審議委員会	要 ・ 否
	備

徳島県規則第 号

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のようて定める。

。 平成二十九年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和四十一年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（減免を受ける資格）

第一条 授業料等の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活行動が良好な者であつて、学資の支弁が困難なもの

二 定時制の課程（単位制による課程に限る。）又は通信制の課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十一年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（以下「受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者

ロ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第八条第一項の規定により同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給の停止を受ける者

第五条第一項中「授業料等の」を「第一条第一号の規定により授業料等の」に改め、同条第二項中「前項」を「前一項」に、「を添えて」を「（第一条第一号イに該当する者については、意見書及び当該申請に係る者の単位の履修の登録状況が確認できる書類）を添えて」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第二条第一号ロに該当する者に係る書類の送付については、意見書の添付を要しない。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第二条第一号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の認定の申請をしている場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 受給権者であることを証明する書類の写し

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第十三号）第十条第一項に規定する申出書の写し（第二条第一号ロに該当する者に限る。）

第六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第二条第一号ロに該当する者について同項の規定による決定をしようとするときは、この限りでない。

第八条第一項第一号中「第一条」を「第一条各号」に改め、同条第一項中「せかのばつ

て」を「遡つて」に改める。

様式第四号の注を次のように改める。

注1 傷病により長期の休学をしたため、原級にとどめられた生徒については、「学校長意見」欄に経過を詳細に記入すること。

2 徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則第2条第2号イに該当する者については、「賞罰」、「家庭状況」及び「及落」の欄は、記入を要しない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の規定は、平成二十八年度分の授業料及び受講料から適用する。

改 正 案	現 行	
<p>(減免を受ける資格)</p> <p>第二条 授業料等の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 生活行動が良好な者であつて、学資の支弁が困難なもの</p> <p>二 定時制の課程（単位制による課程に限る。）又は通信制の課程に在学する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十一年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（以下「受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者</p> <p>ロ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第八条第一項の規定により同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給の停止を受ける者</p>	<p>(減免を受ける資格)</p> <p>第二条 授業料等の減免を受けることができる者は、生活行動が良好な者で学資の支弁が困難なものでなければならない。</p>	
<p>(申請手続)</p> <p>第五条 第二条第一号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該学校の校長（以下「校長」という。）を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>一 家庭調書（様式第一号）</p> <p>二 所得証明書（様式第三号）</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第五条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該学校の校長（以下「校長」という。）を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>一 家庭調書（様式第一号）</p> <p>二 所得証明書（様式第三号）</p> <p>(新設)</p>	
<p>2 第二条第一号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の認定の申請をしている場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。</p> <p>一 受給権者であることを証明する書類の写し</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第十二号）第十条第一項に規定する申出書の写し（第二条第一号ロに該当する者に限る。）</p>	<p>2 校長は、前項の書類の提出を受けたときは、意見書（様式第四号）（第二条第一号イに該当する者については、意見書及び当該申請に係る者の単位の履修の登録状況が確認できる書類）を添えて、知事に送付しなければならない。</p>	
<p>3 校長は、前二項の書類の提出を受けたときは、意見書（様式第四号）（第二条第一号イに該当する者については、意見書及び当該申請に係る者の単位の履修の登録状況が確認できる書類）を添えて、知事に送付しなければならない。ただし、第二条第一号ロに該当する者に係る書類の送付については、意見書の添付を要しない。</p>	<p>3 (減免の決定)</p> <p>第六条 知事は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、当該申請書等を提出した者について授業料等を減免するかどうかの決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県立学校授業料等減免審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、第二条第一号ロに該当する者について同項の規定による決定をしようとするときは、一の限りでない。</p>	<p>(減免の決定)</p> <p>第六条 知事は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、当該申請書等を提出した者について授業料等を減免するかどうかの決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県立学校授業料等減免審査委員会の意見を聴くものとする。</p>
<p>(減免の決定の取消し)</p>	<p>(減免の決定の取消し)</p>	

第八条 知事は、減免を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該減免の決定を取り消すものとする。

一 第一条各号に規定する資格を欠くものと認められるとき。

二 授業料等の減免を辞退したとき。

三 停学処分を受けたとき。

四 その他減免する理由がなくなつたとき。

2 この規則の規定により提出した書類に虚偽の記載をしたときは、授業料等の減免の決定をした時に遡つて当該決定を取り消すことがある。

第八条 知事は、減免を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該減免の決定を取り消すものとする。

一 第一条に規定する資格を欠くものと認められるとき。

二 授業料等の減免を辞退したとき。

三 停学処分を受けたとき。

四 その他減免する理由がなくなつたとき。

2 この規則の規定により提出した書類に虚偽の記載をしたときは、授業料等の減免の決定をした時にさかのぼつて、当該決定を取り消すことがある。

様式第4号（第5条関係）

(現行)

意見書

生徒氏名		学年	入学年月日
賞罰			
家庭状況			
及落	()	学年終了	原級
学校長意見			
年月日	学校長	印	

様式第4号（第5条関係）

(現行)

意見書

生徒氏名		学年	入学年月日
賞罰			
家庭状況			
及落	()	学年終了	原級
学校長意見			
年月日	学校長	印	

注1 傷病により長期の休学をしたため、原級にとどめられた生徒については「学校長意見」欄に経過をを詳細に記入すること。

2 「学校県立学校の授業料等の減免に関する規則第2号イ」に該当する者については、「賞罰」、「家庭状況」及び「及落」の欄は、記入を要しない。

注 傷病により長期の休学をしたため、原級にとどめられた生徒については「学校長意見」欄に経過をしたため、原級にとどめられた生徒には「学校長意見」欄に経過を詳細に記入すること。

(新設)

印

学校長

【参考資料】

徳島県立学校使用料、手数料徵収条例（関係条項抜粋）

第三条 高等学校の在学者は、次の授業料又は受講料を納付しなければならない。ただし、定時制の課程の在学者で通信制の課程を併修する者にあつては、その者が定時制の課程在学中に履修する科目に係る受講料は、納付することを要しない。

一 授業料

全日制の課程 一年度 十一万八千八百円

定時制の課程

単位制による課程以外の課程 一年度 三万二千四百円

単位制による課程 各科目とも一単位につき 千七百四十円

専攻科 一年度 十一万八千八百円

二 受講料

通信制の課程 各科目とも一単位につき 三百三十円

第四条 授業料（単位制課程に係るもの）を除く。次項及び第七条において同じ。）は、月割りにより毎月末日までに納付しなければならない。

2 八月及び三月に納付する授業料については、前項の規定にかかわらず、それぞれの前月の末日までに納付することができる。

3 授業料（単位制課程に係るものに限る。以下この項において同じ。）、受講料及び聴講料は、授業、受講又は聴講の申込みをする際に納付しなければならない。ただし、授業料の納付については、知事が特別の事情があると認めた場合には、この限りでない。

第七条 全月にわたる留学若しくは休学又は一学期以上にわたる休業のときは、その期間中授業料を免除する。

